

岩出市広告掲載基準

制定 平成30年6月15日

1 趣旨

この基準は、岩出市広告掲載要綱第3条第2項第13号の規定に基づき、岩出市における広告掲載審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載基準

岩出市が実施する広告事業においては、次のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・公正手続中の事業者
- (8) 特定の政治活動や思想団体などを擁護し、中立の立場を欠くと判断されるもの
- (9) 選挙の事前運動にあたり、売名行為と判断されるもの
- (10) 宗教の催事案内、教祖の写真や教義など、布教宣伝活動にあたりと判断されるもの
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (12) 岩出市において市税等を滞納しているもの
- (13) その他市長が不相当と認めたもの